

開議予定日  
3. 2. 16  
第一部

部長四読

中村参事官補  
吉岡事務官

衆議院議員櫻井周君提出東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長の日本オリ  
ンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和三年二月三日に開催された公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の評  
議員会終了後における、森喜朗氏（以下「森氏」という。）の挨拶の中で、森氏から御指摘のような発  
言があつたことは承知しているが、JOCは、民間の組織であり、同日に開催されたJOCの評議員会終  
了後における、森同氏とJOCの評議員との間で行われたやり取りの詳細については、政府としてお答え  
することは差し控えたい。

三から五までについて

そもそも、御指摘の「発言と認識」については、あつてはならないものであると認識しているところで  
あり、御指摘のような「調査」を行う考えはなく、また、政府の会議において、四において御指摘のよう  
な「事実」が存在するかについては把握していない。

六について

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の定款において、組織委員会の会長は、理事会の決議によつて選定し、及び解職することとされており、お尋ねについて、政府として見解を述べることは差し控えたい。

## 七について

お尋ねの「どのように受け止め」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会が、森喜朗氏の「発言」について見解を表明したことは承知している。また、「加盟各国」や「東京大会スポンサー」が何らかの見解を表明したかについては、政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。さらに、「東京大会のスポンサーを辞退する動き」に関するお尋ねについては、スポンサー契約は、組織委員会と企業との間で締結されるものであり、御指摘のような「調査」を行う考へはない。

中村参事官補

吉岡事務官



部長三読

衆第 30 号

ンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問に対する答弁書

第一部

一及び二について

令和三年二月三日に開催された公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の評議員会終了後における、JOCの名譽委員でもある森喜朗氏~~小益財團法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会~~（以下「森氏|金秉」）という。）の挨拶の中で、森氏|金秉から御指摘のような発言があつたことは承知しているが、JOCは、民間の組織であり、同日に開催されたJOCの評議員会終了後における、森氏|金秉とJOCの評議員との間で行われたやり取りの詳細については、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三から五までについて

そもそも、御指摘の「発言と認識」については、あつてはならないものであると認識しているところであります、御指摘のような「調査」を行う考えはなく、また、政府の会議において、四において御指摘のような「事実」が存在するかについては把握していない。

## 六について

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の定款において、組織委員会の会長は、理事会の決議によつて選定し、及び解職することとされており、お尋ねについて、政府として見解を述べることは差し控えたい。

## 七について

お尋ねの「どのように受け止め」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会が、森氏金秉の「発言」について見解を表明したことは承知している。また、「加盟各国」や「東京大会スポンサー」が何らかの見解を表明したかについては、政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。さらに、「東京大会のスポンサーを辞退する動き」に関するお尋ねについては、スポンサー契約は、組織委員会と企業との間で締結されるものであり、御指摘のような「調査」を行う考えはない。

中村参事官補

吉岡事務官



衆第30号

部長一読

ンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和三年二月三日に開催された公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の評議員会終了後における、JOCの名誉委員でもある森喜朗公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会长（以下「森会長」という。）の挨拶の中で、森会長から御指摘のような発言があつたことは承知しているが、JOCの評議員会は、民間の組織の会議であり、同日に開催されたJOCの評議員会終了後における、森会長とJOCの評議員との間で行われたやり取りの詳細については、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二から五までについて

そもそも、御指摘の「発言と認識」については、オリンピック・パラリンピックの重要な理念である男女共同参画の考え方と全く異なるものであり、あつてはならないものであると認識しているところであり、御指摘のような「調査」を行う考えはなく、また、政府の会議において、御指摘のような「事実」が存在

3. 2. 10

するかについては把握していない。

## 六について

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の定款において、組織委員会の会長は、理事会の決議によって選定し、及び解職することとされており、お尋ねについて、政府として見解を述べることは差し控えたい。

## 七について

お尋ねの「どのように受け止め」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会が、森会長の「発言」について見解を表明したことは承知している。また、「加盟各国」や「東京大会スポンサー」が何らかの見解を表明したかについては、政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。さらに、「東京大会のスポンサーを辞退する動き」に関するお尋ねについては、スポンサー契約は、組織委員会と企業との間で締結されるものであり、御指摘のような「調査」を行う考えはない。

本質問主意書の処理

衆 30 櫻井 周 議員

准定版

答弁

2月10日(水)	正式転送
2月12日(金)	内閣官房内閣総務官室へ 閣議資料等を提出
2月16日(火)	閣議に付議 (閣議決定後国会へ提出)

※正式転送があるまでは提出者等との接触厳禁！(政府部内限り)

30

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長の日本オリンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

(文)

令和三年二月四日

内宮取  
公醫金費  
消復総害  
公法外財  
文厚農經國環防  
總局  
内制人檢保補態  
法安內事  
内情

提出者 櫻井周

衆議院議長 大島理森殿

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長の日本オリンピック委員会

評議員会での女性に関する発言に関する質問主意書

日本オリンピック委員会（JOC）はスポーツ庁がまとめた競技団体の運営指針に基づいて、理事の女性割合を四十%以上とすることを目標としていると承知している。しかし、現状において理事の女性割合は約二割にとどまっている」とから、JOCは女性理事を増やす方針と承知している。

一 東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長は、二月三日に開催されたJOC評議員会で、「女性理事を選ぶというのは、日本は文科省がうるさくいうんですよ」「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間がある程度、規制をしないとなかなか終わらないで困る」「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」「女性っていうのは競争意識が強い。誰か一人が手をあげていふと、自分もいわなきやいけないと思うんでしようね。それでみんな発言されるんです」と発言したと朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、神戸新聞、ニューヨークタイムズなどで報じられているが、この発言について、政府は承知しているか。

二 森喜朗会長の発言に対して「その場にいたJOCの評議員会のメンバーからは笑い声もあがつた。」と

(文)

の報道があるが、笑い声があがつたのは事実か、また、森喜朗会長の発言に対し、評議員から諫める発言はあつたか、政府は承知しているか。

三 「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」という事実は、JOC理事会の運営において存在するのか。また、その女性がたくさん入っている役員会の会議に時間がかかるという事実は、日本ラグビー協会などその他のスポーツ団体の運営において存在するのか、調査すべきと考えるが政府の見解如何か。

四 「女性つていうのは競争意識が強い。誰か一人が手をあげていうと、自分もいわなきやいけないと思いうんでしょうね。それでみんな発言されるんです」という事実は、政府の会議において存在するのか。存在するとしている場合、どの会議か。

五 「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間はある程度、規制をしないとなかなか終わらないで困る」「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」「女性つていうのは競争意識が強い。誰か一人が手をあげていうと、自分もいわなきやいけないと思うんでしうね。それでみんな発言されるんですね」という発言と認識は、女性蔑視にあたると政府は認識するか。

五、六、(文) 内

四、(文) (×を含め) 内宮取締役会  
公金消費復元法外財政厚農經國環防総局人檢保補態広調  
内法制人會安内事内情

六 これまで政府は、「女性活躍」など様々なスローガンを掲げて男女共同参画社会の実現に向けて政策を推進してきたと承知しており、東京オリンピック・パラリンピック大会では基本コンセプトとして「多様性と調和」として「性別などあらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合う」とで社会は「進歩」を掲げているが、その東京大会を運営する東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の会長として森喜朗氏は不適任と考えるが政府の見解如何。また、森喜朗氏は東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の会長を即刻辞任すべきと考えるが、政府の見解如何。

七 國際オリンピック委員会、國際パラリンピック委員会、加盟各国、東京大会スポンサーは、森喜朗会長の上記発言をどのように受け止めているか、政府は承知しているか。森喜朗会長の発言を受けて、東京大会のスポンサーを辞退する動きはあるか、調査すべきと考えるが政府の見解如何。

右質問する。

令和 3 年 2 月 10 日  
ス ポ ー ツ 庁  
内 閣 官 房  
(東京オリンピック・パラリンピック  
推進本部事務局)

衆議院議員櫻井周君提出

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長の日本オリンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問に対する答弁書  
参考資料集

<一及び二関係>

○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 定款(抜粋) .....	1
○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会役員等一覧 .....	2
○公益財団法人日本オリンピック委員会定款(抜粋) .....	3
○公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員一覧 .....	4
○令和 3 年 2 月 3 日 日本オリンピック委員会評議員会終了後の森喜朗会長の挨拶における発言書き起こし(抜粋) .....	5
○用例集 .....	6

<三から五まで関係>

○令和 3 年 2 月 5 日 衆・予算委 速記録 .....	10
○用例集 .....	11

<六、七関係>

○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会定款(抜粋) .....	13
○令和 3 年 2 月 4 日国際オリンピック委員会 メディア向きコメント .....	15
○用例集 .....	16

<一及び二関係>

○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 定款（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と称し、仏語では、*le Comité d' organisation des Jeux Olympiques et Paralympiques de Tokyo*、英語では、*The Tokyo Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games* と表示する。

○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会役員等一覧  
(公式HPより引用)

役員等

1/4 ページ

## 役員等

(2020年10月30日現在)

### 名誉会長

一般社団法人日本体育協会会員登録会員  
セイゾン株式会社代表取締役社長伊藤義人

石川 一夫

### 会長

元大蔵省大臣  
公益財団法人日本スポーツ協会最高顧問

高橋 一郎

### 副会長

アスレチック  
2020年東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会委員会  
委員  
公益財団法人日本スポーツ協会副会長

高橋 一郎

パナソニック株式会社代表取締役社員

高橋 一郎

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構顧問

内閣 一郎

国際オリンピック委員会委員  
公益財団法人日本オリンピック委員会委員  
監査委員会議事

山下 一郎

国際パラリンピック委員会委員  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会委員

山下 一郎

東京申奥委員会  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会委員

多田 一郎

○公益財団法人日本オリンピック委員会定款（抜粋）

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）と称し、英文標記は Japanese Olympic Committee（略称 JOC）とする。

○公益財団法人日本オリンピック委員会名誉委員一覧<日本オリンピック委員会より入手>

**名誉委員**

	役職	氏名
1	最高顧問	堤 義明
2	顧問	東 塚 泰雄
3	名誉委員	黒田 英雄
4	タ	篠原 正三
5	タ	赤木 敏平
6	タ	松永 怜一
7	タ	千 玄室
8	タ	廣瀬 荘久男
9	タ	林 克也
10	タ	向井 正嗣
11	タ	岡本 雄作
12	タ	山崎 善也
13	タ	長嶋 茂雄
14	タ	松下 三郎
15	タ	小野 清了
16	タ	櫻井 孝次
17	タ	元安 良文
18	タ	川瀬 三郎
19	タ	林 務
20	タ	内藤 政武
21	タ	逕塙 研一
22	タ	蓮見 壮一
23	タ	飯塙 十朗
24	タ	福田 正一
25	タ	森 喜朗
26	タ	池上 三紀
27	タ	木村 興治
28	タ	猪谷 千春
29	タ	福田 審照
30	タ	水野 正人

	役職	氏名
31	タ	市原 則之
32	タ	野上 義二
33	タ	川田 太三
34	タ	鈴木 義信
35	タ	佐藤 征夫
36	タ	張 富士夫
37	タ	尾崎 正則
38	タ	河野 一郎
39	タ	河野 博文
40	タ	田中 英壽
41	タ	青木 剛
42	タ	古川 年正
43	タ	竹田 恒和
44	タ	平岡 英介
45	タ	塙原 光男
46	タ	村津 敬介
47	タ	黒川 光隆
48	タ	余藏 稔久

※氏名は就任順、就任日が同じ場合は年齢順他。

○令和3年2月3日 日本オリンピック委員会評議員会終了後の森喜朗会長の挨拶における発言書き起こし（抜粋）<日本オリンピック委員会より入手>

これはテレビがあるからやりにくいんだが、女性理事を選ぶっていうのは4割、これは文科省がうるさく言うんだよね。だけど女性たくさん入っての理事会は、理事会に限りなく時間がかかります。これはもちろん恥を言いますがラグビー協会。今までの倍、理事会に時間がかかる。女性がなんと10人くらいいるのか、今は。5人か。10人いるように見えるな。5人います、女性ってのはやっぱり優れたあれはありますけど、競争意識が強い。誰か一人が手を挙げて言われると、自分もやらなきゃいけないと思うんででしょうね。それでみんな発言されるんです。

それに前の発言されたことに続いて考えている時点ではないらしい。思いのままどんどん言わっていく。結局女性っちゅうのは、そういう、あんまり言うとまた新聞に漏れるとあれだな、俺がまた悪口言ったんじゃないとか。女性を必ずしも数で増やして行く場合は、この発言の時間もあるけれども、不正のなんかしようとしないと。なかなか終わらないんで困るって言って、私たちの下で誰が言ったか言いませんけど、まあそんなこともあります。

私どもの組織委員会にも女性は何人いました？7人くらいだな、くらいおられますが、みんなわきまえておられまして。みんな競技団体からのご出身であり、また国際的に大きな場所を踏んでおられる方々ばかりです。ですからお話しもシッとした当を得て的を射たそういう発言をされて、非常に我々役立っておりますが、欠員があるとすぐ女性を選ぼうということになります、と言うわけであります。

## ○用例集

### ● 「民間の組織」の用例

- ・衆議院議員宮崎岳志君提出「報道の自由度ランキング」で日本の順位が七十二位と低迷していることに関する質問に対する答弁書（平成29年5月12日閣議決定）

(答弁)

一から三までについて

御指摘の「日本の順位」については、民間の組織による順位付けであり、その評価手法の詳細について承知しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、政府としては、言論の自由をはじめ、表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことと考えている。

(質問)

- 一 政府は日本の順位が七十二位と低迷していることについて、どのように受け止めているか。
- 二 政府は日本の順位が低迷していることについて、どのようなことが原因だと考えているか。
- 三 日本の順位を向上させるには、政府による積極的な情報公開や、政治・行政による報道への介入の抑制が必要と考えているが、政府は日本の「報道の自由」を向上させるためどのような取り組みを考えているか。

- 「民間の～であり、政府としてお答えすることは差し控えたい」の用例
  - ・ 参議院議員嘉田由紀子君提出法務大臣養育費勉強会に関する質問に対する答弁書（令和2年6月19日閣議決定）

(答弁)

一から三までについて

御指摘の「法務大臣養育費勉強会」は、法務大臣の私的な勉強会として開催されたものであり、研究者、ひとり親の支援団体等からヒアリングを行うなどした上、養育費の履行確保に関する現状の問題点を整理するとともに、今後の取組の方向性等について検討をしたものであって、その成果である「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」（以下「勉強会取りまとめ」という。）を、令和二年五月二十九日に公表したところである。

また、御指摘の「タスクフォース」は、法務省及び厚生労働省の担当官を構成員として、養育費の支払確保のための新たな公的支援制度の在り方等を検討することが予定されており、現在、立ち上げに向けて準備中である「法務省内検討会」は、弁護士、研究者等で構成し、現行制度の枠内で実施可能な施策等を検討することが予定されているところ、これらは、いずれも、勉強会取りまとめの内容を踏まえて更に検討を進めるものである。

他方、御指摘の「家族法研究会」は、民間の団体が行っているものであり、その役割等について政府としてお答えする立場はないが、そこでは、養育費の支払確保や面会交流の促進を含め、離婚後の子の養育の在り方全般について、法改正も視野に入れた検討が進められており、法務省の担当者がこれに参加している。

これらの検討結果を踏まえ、民事基本法の改正の要否が問題になる場合には、法制審議会に諮問をして更に調査審議を尽くすこととなる。

いずれにせよ、既に勉強会取りまとめを公表しているところであり、今後も、法制審議会が開催される場合には議事録を公表するなど、透明性を確保することとしているところであり、「国民の不信を招きかねない」との御指摘は当たらないものと考えている。

(質問)

- 一 養育費の不払い問題の解消を含め、離婚後の子の養育に関して検討する会議体それぞれの役割と、会議体相互の関係を示されたい。
- 二 「法務大臣養育費勉強会」のような私的諮問機関には、委員の任命や運営の透明性など、政策形成に対する影響力の大きさに対して、審議の公平性や透明性が低いとの課題が指摘されている。今回の取りまとめの内容については、法制審議会あるいは法制審議会に設置される部会において検討を行うのではなく、法務大臣の私的勉強会で検討を行っているが、政策形成過程の透明性について、どのように認識しているか。

三 現在のような複数の会議体を使い分ける検討の進め方は、国民の生活に重大な影響を及ぼす政策課題に関する論議を不透明なものとし、国民の不信を招きかねないと懸念するが、政府のご認識を示されたい。

- ・参議院議員藤末健三君提出国債の平均償還年限長期化に関する質問に対する答弁書（平成27年7月3日閣議決定）

(答弁)

一の3について

国債の平均償還年限の長期化の取組は、日本国債に対する格付けの維持を目的として実施しているものではない。また、民間の格付会社による国債の格付け及びその方針についてコメントすることは差し控えたい。

(質問)

一 財務省が「平成二十七年度国債管理政策の概要」において示した平均償還年限の長期化については、「借換リスクの抑制」や「中長期的な調達コストの低減」等を理由としている。

3 今回の平均償還年限の長期化には、日本国債に対する格付を高く維持しようとする意図もあるのか。むしろ、自国通貨建て債務のみを保有する国と、そうでない国と同じ基準で評価しようとしている格付機関の方針こそを問題視すべきではないか。

## ● 「やりとり」の用例

- ・参議院議員白眞勲君提出米国大手証券会社への日本企業の出資・買収に係る日本政府の関与に関する質問に対する答弁書（平成 20 年 10 月 10 日閣議決定）

### (答弁)

#### 一及び二について

金融機関の出資等については、各々の金融機関がその経営戦略に基づき、的確なリスク管理と自らの責任ある経営判断の下で検討することが基本であることから、個々の事案における政府とのやりとりについては、その有無を含め、答弁を差し控えたい。

また、金融庁においては、金融機関に対する立入検査、報告徴求、日常のヒアリング等を通じて適切な経営管理態勢、リスク管理態勢の確保を図っているが、個々の事案における対応については、金融機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。

### (質問)

- 一 政府はこれらの出資・買収について、公式発表以前にいずれかの社から何らかの相談を受けたか。また、相談の有無に関わらず、政府はこれらの件について文書あるいは口頭等での指導などを含め何らかの関与を行ったか。
- 二 これらの出資・買収がどのような内容なのかを、政府が調査する必要があると考えるが、政府は当該金融機関に対して調査を行なったのか。行なったのであればその調査結果を開示願いたい。まだ行なっていないのであれば調査を行なうのか、行なわないのであればその理由を開示願いたい。

## <三から五まで関係>

### ○令和3年2月5日 衆・予算委 速記録

森山浩行君から質疑の申出があります。枝野君の持ち時間の範囲内でこれを許します。森山浩行君。

○森山（浩）委員 おはようございます。立憲民主党・無所属の森山浩行でございます。

菅総理、今、一億二千五百万人余りの日本国民の中で、行政権を持つ総理大臣はあなた一人です。たくさんの方が苦しんでいる中で、重い責任でありますけれども、安心、そして希望を感じられる、そんな対策を取つていただけるよう、国民の一人として切にお願いを申し上げます。

コロナ禍、誰もやつたことがない対応ですから、完璧にできるわけではありません。だからこそ、現場に合わせた方針転換と、判断が変わった説明、これこそが重要になります。

新型コロナウイルスの民間臨調の調査会報告書、総理、お読みになりましたか。

○菅内閣総理大臣 私自身の、インタビューを受けたところもあります。概略については承知をしていますけれども、全体を詳細には読んでおりません。

○森山（浩）委員 民間からも多くの声が寄せられておりまし、我々もたくさんの方の提案をしていました。

まずは、このコロナを乗り切ること、政治は結果責任ですから、あれはまづかったなどいう反省があつてこそ初めて次の対策に生かされし、ちゃんと分かっているんだなということを国民の皆さんにしっかりとお伝えをすることこそが安

心につながると思います。

以前も別の委員会でも御紹介しましたが、台湾のオードリー・タン-ト担当大臣のおっしゃるようには、国民の信頼を得るにはまずしっかりと情報公開をすることだという観点から、質問をいたしました。

私も、今回の予算委員会で、多くの政策の準備をしてきましたけれども、残念ながら、この間の委員会の質疑の中で不透明なままの部分、聞かざるを得ません。大変残念ですし、菅政権でこんなに多くの不祥事があるということについて、心から反省をしていただきたいと思います。

まず、昨日の「オリンピック組織委員会・森会長の謝罪会見」、逆切れと報じられています。総理どうでしょうか、辞任をお願いするしかないんじゃないではないでしょうか。

○菅内閣総理大臣 まず、昨日の発言でありますけれども、オリンピック・パラリンピックの重要な理念である男女共同参画、そうしたことからも全く異なるものであり、私は、昨日、あつてはならない発言だ、そのように申し上げました。

○森山（浩）委員 森会長にお話しされましたか

○菅内閣総理大臣 昨日、この予算委員会が終わった後、すぐに橋本大臣に対して、男女共同参画の考え方を強く伝えるよう指示をいたしました。橋本大臣からは、森会長に対して、男女共同参画はIOCの使命と役割であり、女性の立場にもしっかりと立ちながら世界に向けてメッセージを発

信する大会とする必要がある、こうしたことを伝え、森会長からは、大変申し訳なく、東京大会の成功に向けて最後まで努力したいとの発言があったという報告を受けております。

また、IOCからも、森会長は発言について謝罪をした、これでIOCはこの問題を終了と考へているとの見解が表明をされた、そうしたことは承知をいたしております。

○森山（浩）委員 昨日の会見の様子、たくさんの方の映像が報道されていますけれども、御覽になりましたか。とても反省しているように思えないと、いう声が大きいんですけれども。

○菅内閣総理大臣 私は、予算委員会にいましたし、その後も、予算委員会対応、いろんな用務がありました。そういう中で、会見の内容をテレビで見ておりませんけれども、昨日以来申し上げまして、いるように、まさにオリンピック・パラリンピックの重要な理念である男女共同参画、こうしたことの考え方をえたとき、あつてはならない発言である、こうしたこと強く政府の考え方として申し入れるよう担当大臣に申し上げたということです。

○森山（浩）委員 私も、また、多くの私に寄せられた意見の中でも、もうあの態度では辞めるべきではないかという話がありました。是非、昨日の会見を改めて御覧になつて、森会長にお話をいただきたい、そのように思います。

さて、昨日、黒岩議員の方からお話を申し上げました、総理、そして総理の御子息の問題です。

## ○用例集

### ●「あってはならないものである」の用例

- ・衆議院議員宮本徹君提出スーパーイゼネコン四社による談合問題に関する質問に対する答弁書（平成30年3月27日閣議決定）

#### (答弁)

##### 一から四までについて

御指摘の「繰り返されている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）違反等の不正行為についてはあってはならないものであると考えており、政府としては、入札談合について同法に基づき厳正に対処しつつ、政府の発注する工事における一般競争入札や総合評価落札方式の拡大、指名停止措置の強化等を図り、また、不正行為を行った業者に対する営業停止処分の厳格化を図ってきたところである。

また、お尋ねの「政府の財界寄りの姿勢が、結果として談合の再発を食い止めていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同法については、公正かつ自由な競争の促進等のため、これまで所要の改正が行われてきており、さらに、現在、公正取引委員会において、課徴金制度の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、同制度の見直しについて検討を進めているところである。

#### (質問)

一 リニア中央新幹線の建設工事でスーパーイゼネコン四社が談合したとされる事件で、東京地検特捜部は、大成建設（株）元常務と鹿島建設（株）の営業担当部長を独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いで逮捕した。（株）大林組、清水建設（株）の二社も談合を認めていると報道されている。昨年九月には、東京外かく環状道路建設工事をめぐり、同じスーパーイゼネコン四社による談合の疑義が払拭できず、入札が中止となっている。豊洲市場をめぐってもスーパーイゼネコンによる談合情報が報道され、東京都議会でとりあげられている。

ゼネコン業界の「談合決別宣言」以降も談合は繰り返されてきた。スーパーイゼネコンに対する課徴金が課せられた案件は、名古屋市営地下鉄（二千七年）、防衛施設庁の土木工事（二千七年）、スーパーイゼネコン子会社では東日本大震災の舗装復旧工事（二千十六年）等がある。

政府は、スーパーイゼネコン四社による談合が繰り返されている事態をどう受け止めているか、基本的な認識を伺う。

二 談合決別宣言後も、なぜ、スーパーイゼネコン四社の談合が繰り返されているのか。この事情及び理由について、政府の見解を伺う。

また、スーパーイゼネコンの談合を生じさせない政府の具体的対策はどうなってい

るか、詳細に説明されたい。

三 二千四年に課徴金制度に関する独占禁止法の一部改正があった。当時、政府が国会に提出した独占禁止法一部改正案は、課徴金の算定期間の上限は三年のままで、課徴金の算定率引上げも売上の十%にとどめたものであった。他方、公正取引委員会がとりまとめた当初の提案「独占禁止法改正（案）概要」（同年五月）によると、課徴金の算定率がそれまでの売上の六%から二倍程度（大企業は十二%）に引上げること及び課徴金の算定期間の上限を三年から四年に延長するというものであった。

当時、公正取引委員会が独占禁止法改正案に対する国内の経済諸団体と事業者の意見をまとめた「独占禁止法改正（案）の概要及び独占禁止法改正（案）の考え方に対して寄せられた意見」（同年八月公表）を改めて読むと、政府は財界の要望に押されて、課徴金の引上げ幅を圧縮し、算定期間も延ばさなかったのではないかと私は考えている。

（ 政府の財界寄りの姿勢が、結果として談合の再発を食い止めていないのではないか。こういう認識が政府にあるか伺う。

四 公正取引委員会の独占禁止法研究会がまとめた『独占禁止法研究会報告書』（二千七年）によると、談合による不当利得の平均は売上の十四%となっている。他方、独占禁止法が規定する課徴金は売上の十%であるから、仮に、ある企業に対して課徴金が課せられたとしても、談合による不当利得の方が課徴金を上まわることになる。事実、スーパーゼネコンが談合で摘発された名古屋市営地下鉄の談合事案において、公正取引委員会は同報告書の中で、談合で摘発された企業の不当利得は三十七・九%であると試算している。

率直なところ、現状の課徴金の水準では、談合の抑止力として不十分ではないのか。政府の認識を伺う。

（ また、同報告書によると、一事業者の課徴金の平均額は日本一・三億円、EU四十四・七億円、米国八十・五億円（二千十四年度）となっている。政府は、談合の抑止力を高めるために、課徴金の算定率の引き上げを決断すべきであると考えるが、見解を伺う。

## <六、七関係>

○公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会定款（抜粋）

### 第6章 役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第23条 当法人に、次の役員を置く。

（1）理事3名以上35名以内

（2）監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から副会長、専務理事、常務理事を置く。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 当法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第24条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、専務理事及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行し、常務理事は専務理事を補佐する。

3 (略)

### 第7章 理事会

（権限）

第31条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）当法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（4）その他理事会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

※森会長は、平成 26 年 1 月 24 日の設立時理事会において会長就任

(注) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

- ・ 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）と東京都により 2014 年 1 月 24 日に一般財団法人として設立され、2015 年 1 月 1 日付で公益財団法人に移行。
- ・ 東京 2020 大会の成功に向けて、JOC、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、日本パラリンピック委員会（JPC）、東京都、政府、経済界、その他関係団体と共にオールジャパン体制の中心となり、大会の準備及び運営に関する事業を行っている。

## 国際オリンピック委員会 メディア向きコメント（2月4日）

（仮訳）

「ジェンダーの平等は IOC の根本原則である。私たちは、ジェンダーの平等を、将来を見据えた五輪ムーブメントの戦略的長期計画、オリンピック・アジェンダ 2020 の重要な柱の一つに据えてきた。IOC は、東京オリンピックにおいて、女性参加者が 48.8% となり、ジェンダー平等を達成することを大変喜ばしく思っている。現在、IOC の女性委員は 37.5% となっており、オリンピック・アジェンダ 2020 開始時の 21% から増加している。IOC 理事会における女性代表は、オリンピック・アジェンダ 2020 以前の 26.6% と比較して、現在 33.3% となっている。IOC の諸委員会の委員に占める女性の割合は、(オリンピック・アジェンダ 2020 以前の) 20.3% に対し、現在 47.8% となっている。」

（「森会長は、本日、発言について謝罪した。これで IOC はこの問題は終了と考えている。」）

## 国際パラリンピック委員会 メディア向きコメント

（2月5日 ※IPCから大会組織委員会に連絡）

（仮訳）

「IPC は、多様性が強みであると強く信じており、パラリンピック運動のあらゆるレベルにおいて、より多くの男女の代表者が参加できるように取り組んでいる。森会長が不適切な発言をしたことを謝罪し、この問題は解決したと考えている。」

## ○用例集

### ● 「政府として見解を述べることは差し控えたい」の用例

衆議院議員鈴木貴子君提出ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書について（平成 26 年 2 月 21 日閣議決定）

（答弁）

三について

前回答弁書八についてでお答えしたとおり、日本放送協会（以下「協会」という。）の会長の任命及び罷免については、経営委員会の権限とされており、政府として見解を述べることは差し控えたい。

（質問）

三 「前回答弁書」で「協会の会長は、経営委員会が任命することとされている。また、法第五十五条第一項において、経営委員会は、会長が職務の執行の任に堪えないと認めるとき等は、これを罷免することができると定められている。」とされている。

「発言」を就任記者会見の場で行った糸井会長は、「職務の執行の任に堪えない」状態にあるのではないのか。政府の見解如何。

前回答弁書八

衆議院議員鈴木貴子君提出ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書（平成 26 年 2 月 7 日閣議決定）

（答弁）

八について

法第五十二条第一項の規定により、協会の会長は、経営委員会が任命することとされている。また、法第五十五条第一項において、経営委員会は、会長が職務の執行の任に堪えないと認めるとき等は、これを罷免することができると定められている。このように、協会の会長の任命及び罷免については、経営委員会の権限とされており、政府としては、「糸井会長の出処進退」について、協会又は経営委員会に意見を伝える考えはない。

（質問）

八 「発言」を受け、政府として糸井会長の出処進退に関し、ＮＨＫ経営委員会はじめＮＨＫ側に何らかの意見を伝える考えはあるか。

## ● 「意味するところが必ずしも明らかではないが」の用例

衆議院議員櫻井周君提出「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」のうち送還を促進するための措置の在り方に関する質問に対する答弁書について（令和2年10月2日閣議決定）

(答弁)

### 四について

お尋ねの「難民認定数及び難民認定率は、難民条約（難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書）締結国の中でも著しく低い」の意味するところが必ずしも明らかではないが、大量の難民・避難民を生じさせる国との地理的要件など各国の状況が異なっていることから、他国と単純に比較することは適切でないと考えている。いずれにせよ、我が国においては、難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号。以下「難民条約」という。）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和五十七年条約第一号）第一条の規定により難民条約の適用を受ける者を、難民認定申請（入管法第六十一条の二第一項の規定による難民の認定の申請をいう。以下同じ。）の内容により個別に審査し、適切に難民と認定している。

(質問)

### 四 「難民認定率」について以下質問する。

- 1 我が国における難民認定数及び難民認定率は、難民条約（難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書）締結国の中でも著しく低いという認識は有しているか。
- 2 難民認定率が数十パーセントにのぼる国と我が国とでは、その難民認定率の差異は何に由来するとの分析がなされているか。
- 3 分析がなされていない場合、我が国では難民として認められなかった者でも、他国では難民認定が受けられたであろう者が相当数存在する可能性が残されていると考えてよいか。

## 森会長辞任に伴う会長職の扱いについて

- 大会組織委員会の森喜朗会長（＝代表理事）は、2月12日の「理事会・評議員会 合同懇談会」の冒頭において、大会組織委員会の会長を辞任することを表明。
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 定款」に基づき、森喜朗氏は辞任後も、次期会長が大会組織委員会・理事会において選任されるまでは、会長職（＝代表理事）の権利義務を有することになっている。
- 一方で、大会組織委員会としては、森喜朗氏はすでに12日付で会長職を辞しており、次期会長が選任されるまでは、「会長が欠けたとき」の状態になっており、会長が担うべき業務のうち定款上、「会長が欠けたとき」に別の者が公使する業務については、遠藤利明会長代行/副会長（現・衆議院議員）が行うことになっている。（※理事会での承認事項。）  
⇒上記のことから、法的には森喜朗氏は会長としての権利義務を有しているが、辞任により「会長が欠けた」状態となっており、新会長を選定するために必要な業務は、遠藤利明会長代行/副会長が担務することになっている。

### （参考1）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

#### （代表理事に欠員を生じた場合の措置）

第七十九条 代表理事が欠けた場合又は定款で定めた代表理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時代表理事の職務を行うべき者を選任した場合には、一般社団法人がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

### （参考2）公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 定款

#### （役員及び会計監査人の設置）

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上35名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から副会長、専務理事、常務理事を置く。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 当法人に会計監査人を置く。

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 4 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。



衆議院議員櫻井周君提出東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長の日本オリンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問に対する答弁書

### 一 及び二について

令和三年二月三日に開催された公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の評議員会終了後における、森喜朗氏の挨拶の中で、同氏から御指摘のような発言があつたことは承知しているが、JOCは、民間の組織であり、同日に開催されたJOCの評議員会終了後における、同氏とJOCの評議員との間で行われたやり取りの詳細については、政府としてお答えすることは差し控えたい。

### 三から五までについて

そもそも、御指摘の「発言と認識」については、あつてはならないものであると認識しているところであり、御指摘のような「調査」を行う考えはなく、また、政府の会議において、四において御指摘のような「事実」が存在するかについては把握していない。

### 六について

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の

定款において、組織委員会の会長は、理事会の決議によって選定し、及び解職することとされており、お尋ねについて、政府として見解を述べることとは差し控えたい。

## 七について

お尋ねの「どのように受け止め」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会が、森喜朗氏の「発言」について見解を表明したことは承知している。また、「加盟各国」や「東京大会スポンサー」が何らかの見解を表明したかについては、政府として網羅的に把握しておらず、お答えすることは困難である。さらに、「東京大会のスポンサーを辞退する動き」に関するお尋ねについては、スポンサー契約は、組織委員会と企業との間で締結されるものであり、御指摘のような「調査」を行う考えはない。

質問  
令和三年一月四日提出  
第三〇号

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長の日本オリンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問主意書

提出者 櫻井周

東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長の日本オリンピック委員会評議員会での女性に関する発言に関する質問主意書

日本オリンピック委員会（JOC）はスポーツ庁がまとめた競技団体の運営指針に基づいて、理事の女性割合を四十%以上とすることを目標としていると承知している。しかし、現状において理事の女性割合は約一割にとどまっていることから、JOCは女性理事を増やす方針と承知している。

一 東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗会長は、二月三日に開催されたJOC評議員会で、「女性理事を選ぶというのは、日本は文科省がうるさいんですね」「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間がある程度、規制をしないとなかなか終わらないで困る」「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」「女性ってというのは競争意識が強い。誰か一人が手をあげている」と、自分もいわなきやいけないと思うんでしょ。それでみんな発言されるんですね」と発言したと朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、神戸新聞、ニューヨータイムズなどで報じられているが、この発言について、政府は承知しているか。

二 森喜朗会長の発言に対して「その場にいたJOCの評議員会のメンバーからは笑い声もあがつた。」と

の報道があるが、笑い声があがつたのは事実か、また、森喜朗会長の発言に対し、評議員から諫める発言はあつたが、政府は承知しているか。

三 「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」という事実は、JOC理事会の運営において存在するのか。また、その女性がたくさん入っている役員会の会議に時間がかかるという事実は、日本ラグビー協会などその他のスポーツ団体の運営において存在するのか、調査すべきと考えるが政府の見解如何か。

四 「女性つていうのは競争意識が強い。誰か一人が手をあげていうと、自分もいわなきやいけないと思うんでしちゃね。それでみんな発言されるんです」という事実は、政府の会議において存在するのか。存在するとする場合、どの会議か。

五 「女性の理事を増やしていく場合は、発言時間はある程度、規制をしないとなかなか終わらないで困る」「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」「女性つていうのは競争意識が強い。誰か一人が手をあげていうと、自分もいわなきやいけないとと思うんでしちゃね。それでみんな発言されるんです」という発言と認識は、女性蔑視にあたると政府は認識するか。

六 これまで政府は、「女性活躍」など様々なスローガンを掲げて男女共同参画社会の実現に向けて政策を推進してきたと承知しており、東京オリンピック・パラリンピック大会では基本コンセプトとして「多様性と調和」として「性別などあらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合う」として社会は進歩」を掲げているが、その東京大会を運営する東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の会長として森喜朗氏は不適任と考えるが政府の見解如何。また、森喜朗氏は東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の会長を即刻辞任すべきと考えるが、政府の見解如何。

七 國際オリンピック委員会、國際パラリンピック委員会、加盟各国、東京大会スポンサーは、森喜朗会長の上記発言をどのように受け止めているか、政府は承知しているか。森喜朗会長の発言を受けて、東京大会のスポンサーを辞退する動きはあるか、調査すべきと考えるが政府の見解如何。

右質問する。